

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成19年12月21日  
【中間会計期間】 第130期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）  
【会社名】 明治乳業株式会社  
【英訳名】 Meiji Dairies Corporation  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 浅野 茂太郎  
【本店の所在の場所】 東京都江東区新砂一丁目2番10号  
【電話番号】 03(5653)0307(直通)  
【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 平原 高志  
【最寄りの連絡場所】 東京都江東区新砂一丁目2番10号  
【電話番号】 03(5653)0307(直通)  
【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 平原 高志  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第128期中	第129期中	第130期中	第128期	第129期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	370,992	366,299	365,258	710,908	702,750
経常利益 (百万円)	13,409	16,007	12,696	20,179	23,421
中間(当期)純利益 (百万円)	8,538	10,218	7,877	10,055	13,708
純資産額 (百万円)	109,645	144,427	149,899	112,695	146,044
総資産額 (百万円)	375,512	395,792	404,996	361,134	383,560
1株当たり純資産額 (円)	370.57	432.21	449.13	380.85	437.45
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	28.85	32.77	23.97	33.86	42.81
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.2	35.9	36.4	31.2	37.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,885	23,634	12,441	31,256	37,123
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,221	△5,456	△14,258	△17,919	△15,447
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,173	△2,539	△7,253	△13,490	△11,433
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	5,264	19,259	4,793	3,621	13,863
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	7,420 〔5,073〕	7,242 〔4,899〕	7,277 〔4,717〕	7,185 〔5,006〕	7,054 〔4,772〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第129期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第128期中	第129期中	第130期中	第128期	第129期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	255,001	252,702	250,043	484,285	481,206
経常利益 (百万円)	10,050	12,701	9,719	15,702	18,373
中間(当期)純利益 (百万円)	6,566	7,639	6,316	8,096	9,235
資本金 (百万円)	23,090	33,646	33,646	23,090	33,646
発行済株式総数 (千株)	296,648	329,648	329,648	296,648	329,648
純資産額 (百万円)	96,951	126,384	128,509	99,847	126,168
総資産額 (百万円)	287,299	311,591	339,921	282,554	322,137
1株当たり配当額 (円)	3.00	3.00	4.00	7.00	10.00
自己資本比率 (%)	33.7	40.6	37.8	35.3	39.2
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	4,543 [1,804]	4,460 [1,763]	4,542 [1,747]	4,352 [1,788]	4,339 [1,765]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の持分法適用非連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用非連結子会社) パンピー食品株式会社	東京都小平市	99	食品事業	75.35	当社へ食品・飲料等を販売 しております。

(注) 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
食品事業	5,805 [4,031]
サービス・その他事業	857 [607]
共通	615 [79]
合計	7,277 [4,717]

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グル  
ープへの出向者を含む）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載してお  
ります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（名）	4,542 [1,747]
---------	------------------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時従業  
員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟している明治乳業労働組合があり、組合員数は平  
成19年9月30日現在3,490名であります。

また、連結子会社24社のうち、14社に労働組合があります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

区分	第129期中間 (百万円)	第130期中間 (百万円)	増減額 (百万円)	前年同期比 (%)	第129期 (百万円)
売上高	366,299	365,258	△1,040	99.7	702,750
営業利益	15,996	12,621	△3,375	78.9	23,597
経常利益	16,007	12,696	△3,311	79.3	23,421
中間（当期）純利益	10,218	7,877	△2,340	77.1	13,708

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業収益や設備投資に底堅さは見られたものの、個人消費につきましては、所得の伸び悩みや税・社会保険料の負担増、年金問題等の将来不安を背景に依然として低迷しており、本格的な回復には至りませんでした。

食品業界におきましては、世界規模での食料需要の増大、穀物のバイオ燃料用途への拡大等、国際的な需給バランスの悪化による原材料価格の高騰が企業経営に大きな影響を及ぼしております。

乳業界におきましては、業界を挙げて飲用牛乳や乳製品の消費拡大に取り組みましたが、市場環境に改善の兆しが見られず、飲用牛乳の消費は引き続き低調に推移しました。

このような状況下、当社グループでは、ヨーグルトをはじめとした既存優位事業やチーズ、流動食等の成長事業への経営資源の積極投入、徹底したコスト削減、グループ経営効率の追求等に注力してまいりました。

当中間連結会計期間における当社グループの売上高は、前年同期比0.3%減の365,258百万円となりました。

利益面では、原材料価格の高騰等により、営業利益で前年同期比21.1%減の12,621百万円、経常利益で前年同期比20.7%減の12,696百万円、中間純利益で前年同期比22.9%減の7,877百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

区分	食品			サービス・その他			計		
	第129期 中間	第130期 中間	増減額	第129期 中間	第130期 中間	増減額	第129期 中間	第130期 中間	増減額
売上高（百万円）	314,710	312,495	△2,214	74,195	76,361	2,165	388,905	388,856	△49
営業利益（百万円）	14,368	11,113	△3,255	1,584	1,625	41	15,952	12,738	△3,213

(注) 売上高、営業利益は、セグメント間の取引を消去する前の金額によっております。

#### ① 食品事業

当事業には、牛乳、乳製品、アイスクリーム他食品の製造・販売が含まれております。

売上高は、当社におきまして「明治おいしい牛乳」等の売上増があったものの、ヨーグルト等の売上が前年同期実績を下回ったこと等により、前年同期比0.7%減の312,495百万円となりました。営業利益は、前年同期比22.7%減の11,113百万円となりました。

#### ② サービス・その他事業

当事業には、物流事業、飼料事業、その他事業が含まれております。

売上高は、飼料事業の売上が前年同期実績を上回ったこと等により、前年同期比2.9%増の76,361百万円、営業利益は、前年同期比2.6%増の1,625百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

区分	第129期中間 (百万円)	第130期中間 (百万円)	増減額 (百万円)	第129期 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,634	12,441	△11,192	37,123
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,456	△14,258	△8,802	△15,447
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,539	△7,253	△4,713	△11,433
現金及び現金同等物の増加（△減少）高	15,638	△9,070	△24,708	10,242
現金及び現金同等物の期首残高	3,621	13,863	10,242	3,621
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	19,259	4,793	△14,466	13,863

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期より11,192百万円減の12,441百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出増等により、前年同期より8,802百万円支出増の14,258百万円の支出となりました。

これにより、フリー・キャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローの合計額）は前年同期より19,995百万円減の、1,817百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期に発生した株式の発行による収入が当中間連結会計期間になかったこと、また社債の償還が当中間連結会計期間に発生したこと等により、前年同期より4,713百万円支出増の7,253百万円の支出となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は前中間連結会計期間末より14,466百万円減少し、4,793百万円の残高となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
食品事業	227,035	△0.3
サービス・その他事業	17,842	+16.8
合計	244,878	+0.8

- (注) 1 食品事業は、市乳、乳製品、冷凍食品、マーガリン類等であります。  
 2 サービス・その他事業は、飼料等であります。  
 3 上記金額は、消費税等抜の販売価額により表示しております。  
 4 セグメント間の取引は含まれておりません。

なお、提出会社の主要製品別生産実績は、下記のとおりであります。

区分	単位	期間合計	前年同期比（%）
市乳	kl	625,129	△2.9
粉乳	ton	11,357	+16.3
練乳	ton	1,324	+4.2
バター	ton	5,518	△8.1
チーズ	ton	10,344	+0.3
アイスクリーム	kl	50,303	+11.4
飲料	kl	96,276	△4.6
その他	百万円	8,716	+10.4

- (注) その他は、冷凍食品等であります、消費税等抜の販売価額により表示しております。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況については、受注高が極めて少額であるため、記載を省略しております。  
 なお、提出会社については、現在受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
食品事業	311, 583	△0. 7
サービス・その他事業	53, 674	+2. 1
合計	365, 258	△0. 3

(注) 1 食品事業は、市乳、乳製品、冷凍食品、マーガリン類等であります。

2 サービス・その他事業は、飼料等であります。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

4 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

5 セグメント間の取引は含まれておりません。

なお、提出会社の主要製品別販売実績は、下記のとおりであります。

区分	単位	数量	金額（百万円）	金額前年同期比（%）
市乳	k1	649, 171	148, 282	△2. 3
粉乳	ton	11, 729	13, 414	△6. 0
練乳	ton	1, 403	526	+4. 2
バター	ton	7, 699	7, 902	+12. 1
チーズ	ton	10, 974	11, 207	+4. 2
アイスクリーム	k1	78, 211	25, 907	+6. 0
飲料	k1	116, 635	16, 442	△2. 6
その他	—	—	26, 357	△2. 5
合計	—	—	250, 043	△1. 1

(注) 1 その他は、冷凍食品、マーガリン類等であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

### 3 【対処すべき課題】

#### 1 株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の基本方針

当社は、「食の新しい価値を創造し、お客様の健康で幸せな毎日に貢献する」ことを企業理念とし、乳および乳業技術という事業基盤に基づく独自性の高い技術開発力をもって、「おいしさ」、「健康」、「安全」の全てにおいて付加価値の高い商品の提供を目指しています。こうした努力を積み重ねていくことにより、株主の皆様をはじめ、顧客、従業員、取引先等の全てのステークホルダーの皆様から信頼と支持を得て、明治乳業ブランドを確固たるものとし、長期的視点に立って企業価値の最大化を図っていくこととしております。

また、当社は、毎日の生活に欠かすことのできない牛乳や乳製品といった商品を安定的に提供するという責務を負っており、この責務を果たすための事業体制を構築し、それを維持し続けることが求められております。

特に、当社が事業を継続していくためには、新鮮な生乳を必要な時期に必要な量を安定的に確保することが極めて大切であることから、引き続き国内の酪農家との関係を強化していく所存であります。

更には、国内最大手の乳業メーカーとして、乳の持つ価値を徹底して訴求することにより、乳の消費拡大を図り、国内の酪農と共に繁栄する会社でありたいと考えております。

このように、当社の経営にあたっては、前述の企業理念に根ざした、乳および乳業技術に係る広範な知識および豊富な経験の蓄積を基にした信頼性の高い商品の安定的な提供を可能とする事業体制の構築・維持が必要不可欠であり、このことは、株主共同の利益の源泉であると考えております。

そして、万一こうした当社の企業理念、事業特性について十分に配慮することなく、突如として当社株式の大規模な買付行為等が行われた場合、その目的や方法によっては、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれが生じます。

当社取締役会は、当社株式の大規模な買付行為等を一概に否定するものではなく、こうした行為に応じて当社株式を売却するか否かは、個々の株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えております。しかしながら、株主の皆様にご判断をいただくにあたっては、かかる行為について、適時に適切な情報が株主の皆様に提供され、また、株主の皆様にご判断をいただくための合理的な時間が確保されていることが必要不可欠です。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模な買付行為またはその提案があった場合には、これらの行為を行う者から適切な情報が適時に株主の皆様に提供され、また、当社取締役会としてかかる行為の内容を検討した結果につきまして株主の皆様に情報を提供するとともに、株主の皆様にご判断いただくための時間を十分に確保するために、一定のルールを定めておくことが、当社の企業価値と株主共同の利益を確保・向上させる上で最善の方策だと考えております。

当社は、このような考え方に基づき、以下の通り、当社株式についての大規模買付行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定、導入いたしました。

#### 2 本ルールの概要

当社取締役会は、当社株式等についての大規模買付行為を行う大規模買付者が現れた場合、大規模買付者の提案を受け入れるべきか、当社が作成する代替案を遂行するべきか、いずれが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に結びつくかについて、株主の皆様に直接ご判断いただくことが適切であると考えております。

本ルールは、株主の皆様に対して、必要な情報に基づき、慎重かつ適切な判断を行う機会をご提供することを目的として、関係諸法令、経済産業省および法務省が策定した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、株式会社東京証券取引所が策定した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について」等に従い、かつ関連する裁判例の趣旨を踏まえて導入するもので、大規模買付者に対して具体的な大規模買付行為を開始する前に行うことを求める手続、ならびに必要と判断される場合に大規模買付行為に対して取られる対抗策の内容および手続を規定するものです。

当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して、当社所定の意向表明書の提出を求め、意向表明書が提出された場合には、大規模買付者との間で協議を行うと共に、株主の皆様による検討に必要な情報を取得し、その結果を適切な意向表明書として株主の皆様に開示します。その後、当社は当社による代替案を作成した上で、これを株主の皆様に開示し、適切な意向表明書に記載された大規模買付者の提案を受け入れるべきか、当社が作成する代替案を遂行するべきか、いずれが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に結びつくかにつきまして、十分な時間を確保して株主の皆様にご検討頂きます。

当社は、株主の皆様によるご検討の結果を、株主意思確認総会または書面投票による株主意思確認手続におきまして、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非を問う方法により確認させて頂き、対抗措置の発動が決議された場合には、大規模買付者に対してその旨を通知して大規模買付行為に関する提案の撤回を申し入れ、大規模買付者が提案を撤回しない場合には、当社取締役会におきまして新株予約権の無償割当てを内容とする対抗措置を決議することができるものといたします。なお、大規模買付者が上記の手続を遵守しない場合には、当社取締役会の判断におきまして、上記の対抗措置を決議することができるものといたします。

### 3 本ルールの内容

#### (1) 本ルールの適用対象となる大規模買付行為および大規模買付者

本ルールの適用対象となる大規模買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）は、以下の①または②に該当する行為とします。ただし、当社取締役会が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものと判断して同意した行為を除きます。

- ① 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合ならびに公開買付者およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ② 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他一切の行為

なお、大規模買付行為を行う者および大規模買付行為を行おうとする者を、以下において「大規模買付者」といいます。

#### (2) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為を行うに先立ち、当社取締役会において大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか十分な情報に基づいて検討することを目的として、別記1 記載の必要情報（以下「必要情報」といいます。）を記載し、かつ以下の事項に関する誓約（以下「誓約文言」といいます。）を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対してご提出いただきます。

- ① 意向表明書が本ルールに基づく意向表明書として提出されるものであること。
- ② 大規模買付者は、大規模買付者が本ルールを遵守し、当社取締役会の同意が得られるか、または株主意思確認手続（以下において定義します。）が終了するまでの間、大規模買付行為を停止すること。
- ③ 株主意思確認手続の結果、対抗措置（以下において定義します。）の発動または当社取締役会に対する対抗措置の発動の委任が決議された場合、大規模買付者は、適切な意向表明書に記載された大規模買付行為に関する提案の撤回を真摯に検討すること。
- ④ 当社が必要と判断する場合に、適切な意向表明書（以下において定義します。）の開示に先立ち、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、その他大規模買付行為に関する情報につき適切な情報開示を行うことに同意していること。
- ⑤ 大規模買付者は、株式取引市場において混乱が生ずることを回避するため、当社取締役会が適切な意向表明書を開示する時点、またはこれに先立ち当社が意向表明書、その他大量買付行為に関する情報開示を行う時点のいずれか早い時点までの間、大量保有報告書の提出その他法令等に定める義務に基づき開示する場合を除き、大規模買付行為に関する一切の情報を秘密として保持すること。

#### (3) 大規模買付者に対する追加情報等の請求および大規模買付者との協議

大規模買付者から意向表明書の提出を受けた場合、当社は、速やかに意向表明書の内容を精査し、必要情報および誓約文言が記載されているか否かを確認し、記載が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対して、適宜期限を定めて（当社が意向表明書を受領した日から60営業日以内を上限といたします。）、大規模買付行為、大規模買付者もしくは必要情報に関する追加情報を意向表明書に追記して提出することまたは意向表明書に記載された誓約文言の追加もしくは修正を求めるができるものといたします。

また、当社は、当社が必要かつ有益と判断する場合、大規模買付者との間で、意向表明書に記載された大規模買付行為に関する提案の条件について協議することができるものといたします。

#### (4) 適切な意向表明書の開示

当社は、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかを検討するために十分な情報および適切な誓約文言が記載された意向表明書（以下「適切な意向表明書」といいます。）を大規模買付者から受領した場合、速やかに当社取締役会において適切な意向表明書の受領を確認し、適切な意向表明書を株主の皆様に開示いたします。

#### (5) 基準日の設定

当社は、適切な意向表明書を開示した後、速やかに、当社定款所定の方法に準ずる方法で、株主意思確認手続に参加する株主を確定するための基準日（以下「株主確定基準日」といいます。）を設定いたします。

株主確定基準日は、検討期間（以下において定義します。）内のいずれかの日といたします。

#### (6) 大規模買付行為に関する提案の検討および協議ならびに代替案の作成

当社取締役会は、適切な意向表明書を開示した日を開始日とし、大規模買付行為が当社株券等のすべてを現金（日本円）のみを対価として行う公開買付けである場合には開始日から60日間、大規模買付行為がこれ以外の行為である場合には開始日から90日間を検討期間（以下「検討期間」といいます。）として、大規模買付行為に関する提案が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかを検討いたします。当社取締役会は、検討期間が満了する日までに、当社取締役会による大規模買付行為に関する提案の検討の結果を取りまとめ、株主の皆様に対して開示いたします。

なお、当社取締役会は、検討期間中、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する提案の条件の改善について協議を行うことができるものといたします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とする代替案（以下「代替案」といいます。）を作成することができ、検討期間が満了する日までに株主の皆様に対して開示いたします。

当社取締役会は、上記の大規模買付行為に関する提案の検討および協議ならびに代替案の作成にあたり、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。以下、総称して「アドバイザー等」といいます。）の助言を受けることができるものといたします。

#### (7) 大規模買付行為に関する提案の修正および撤回

大規模買付者が意向表明書または適切な意向表明書に記載された大規模買付行為に関する事項につきまして重要な変更を提案した場合、当社取締役会は、アドバイザー等と協議のうえ、当該変更が、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から従前の提案内容より望ましいものと判断する場合、従前の提案内容に関し進めてきた本ルールに基づく手続を維持することが実務的に可能な限りにおきまして、当該変更後の提案は従前の提案と同一性を有する提案として取り扱い、本ルールに基づく従前の手続を継続いたします。

当社取締役会が、アドバイザー等と協議のうえ、大規模買付者による意向表明書または適切な意向表明書に記載された大規模買付行為に関する事項につきましての重要な変更の提案が、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から従前の提案内容より望ましいものと判断しない場合、従前の提案内容に関する従前の手続を中止いたします。この場合に、大規模買付者が、変更後の提案について新たな意向表明書を提出した場合には、当社取締役会は、新たな大規模買付行為に関する提案として取り扱い、本ルールに基づく手續を新たに開始するものといたします。

大規模買付者は、意向表明書または適切な意向表明書に記載された大規模買付行為に関する提案をいつでも撤回することができるものといたします。

#### (8) 株主意思確認手続

当社は、以下に記載する株主意思確認総会または書面投票のいずれの方法によるかを株主の皆様に対して開示した上で、対抗措置の発動または当社取締役会に対する対抗措置の発動の委任について株主の皆様の意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）を行います。株主意思確認手続は、当社が大規模買付行為に関する検討の結果および代替案を株主の皆様に対して開示した後に実施されるものとし、株主確定基準日後に行われる株主確定作業等の所要日数を考慮して実務的に可能な範囲でできる限り速やかに実施するものといたします。株主意思確認手続において議決権を行使できる株主様は、株主確定基準日の最終の当社の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主様といたします。

##### ① 株主意思確認総会

当社の株主総会に準ずる手続により、対抗措置の発動または当社取締役会に対する対抗措置の発動の委任を議案とする株主意思確認総会を開催いたします。株主意思確認総会における決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものといたします。なお、当社の株主総会は、株主意思確認総会を兼ねることができるるものといたします。

##### ② 書面投票

株主意思確認手続において議決権を行使することができる株主様に対して、投票すべき議案（対抗措置の発動または当社取締役会に対する対抗措置の発動の委任）、議案に関する参考情報（適切な意向表明書に記載された大規模買付行為に関する提案の内容および当社取締役会による当該提案の検討結果、当社取締役会が作成する代替案の内容等）、投票締切日、その他当社取締役会が必要と判断した事項を記載した書類と共に、投票締切日の3週間前までに投票用紙を発送し、投票締切日に至るまで、投票用紙による投票を受け付けます。書面投票による決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が投票を行い、その議決権の過半数をもって行うものといたします。

#### (9) 大規模買付行為に関する提案の撤回の申し入れ

株主意思確認手続において対抗措置の発動または当社取締役会に対する対抗措置の発動の委任が決議された場合、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適切な意向表明書に記載された大規模買付行為に関する提案を撤回するよう申し入れます。

大規模買付者は、かかる撤回の申し入れを真摯に検討するものといたします。

#### (10) 対抗措置の発動

株主意思確認手続において対抗措置の発動または当社取締役会に対する対抗措置の発動の委任が決議されたにも拘らず、大規模買付者が適切な意向表明書に記載された大規模買付行為に関する提案を速やかに撤回しない場合、当社取締役会は、別記2 記載の新株予約権の無償割当てを内容とする対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を決議することができるものといたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が本ルールに定める手続を遵守せず、または大規模買付者が以下のいずれかに該当し、株主意思確認手続を待たずに速やかに対抗措置を決議することが必要不可欠であるものと判断する場合には、複数の社外の有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、その他これらに準ずる者を含みます。以下同じ。）の意見を踏まえた上で、株主意思確認手続を経ることなく、対抗措置を決議することができるものといたします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行っていると判断される場合（いわゆる、グリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行っていると判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付を行っていると判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等处分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙つて当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っていると判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

なお、当社取締役会が対抗措置の決議を行った後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、複数の社外の有識者の意見を踏まえた上で、対抗措置の発動の中止または変更（新株予約権の無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後ににおける当該新株予約権の無償取得を含みますが、これに限定されません。）を行うことができるものといたします。

#### (11) 本ルールの有効期間、廃止および変更

本ルールの有効期間は、平成22年6月開催予定の平成22年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、当該有効期間満了時で大規模買付者が出現している場合には、当該大規模買付者に対して合理的な措置を探る範囲内で、なお効力を有するものといたします。

本ルールは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議の時点をもって廃止されるものといたします。

当社取締役会は、今後の法令の改正、司法判断の動向、当社が上場する証券取引所その他の公的機関の見解等を踏まえ、本ルールの変更が望ましいものと判断した場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を考慮して、本ルールを変更することができるものといたします。

### 4 本ルールの制定が株主の皆様に与える影響

#### (1) 本ルールの導入時に株主の皆様に与える影響

本ルールの導入時点においては、新株予約権等の発行自体は行われませんので、株主の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置の発動時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置として新株予約権を発行することを決議した場合、同決議において設定する割当期日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主様には、その保有する当社普通株式1株につき1個を上限とする割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主様が、新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ（ただし、当社が新株予約権を当社株式等と引換えに取得することができる定められた場合におきまして、当社が取得の手続を講じ、新株予約権の取得の対価として株主様に当社株式等を交付する場合を除きます。）、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

なお、下記(3)(2)に従い、取得条項を付して新株予約権を発行した場合に、当社が取得の手続を講じた場合、大規模買付者および新株予約権を大規模買付者のために保有する者以外の株主様から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができます。この場合、大規模買付者および新株予約権を大規模買付者のために保有する者以外の株主様は、新株予約権の行使および行使価額相当の金額を払い込むことなく当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式について希釈化されることは原則としてありません。

また、上記3(10)に従い、対抗措置の発動の中止または変更として、新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合、新たな株式の発行は行われず、当社株式一株あたりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。新たに株式が発行されることを前提として変動した取引価格にて売買を行った投資家様は、株価変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置の発動に伴い株主の皆様に必要となる手続

#### ① 名義書換の手続

当社取締役会が対抗措置として新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたしますが、割当期日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられることとなりますので、同日までに、株式について名義書換手続を完了していただかなければ、新株予約権の割り当てを受けることはできません。

なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券については、名義書換手続は不要となります。

#### ② 新株予約権の行使手続

当社は、割当期日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主様として新株予約権を割り当てた株主様に対し、新株予約権の行使請求書（ただし、株主様が大規模買付者ではないことおよび新株予約権を大規模買付者のために保有する者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面とします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の発行後、株主様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、1株（または当社があらかじめ定める1株未満の数）の当社普通株式の発行を受けることになります。

なお、取得条項を付して新株予約権を発行した場合に、当社が取得の手続を講じた場合、取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。この場合、当該株主様には、別途、大規模買付者ではないことおよび新株予約権を大規模買付者のために保有する者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法および払込方法の詳細につきましては、新株予約権の発行に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主様に対して公表または通知いたしますので、その内容をご確認ください。

## 5 本ルールの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益を確保、向上するものであること、②事前に開示し、株主意思に依拠したものであること、および③必要性、相当性を備えるものであること）を充足しております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とすること

本ルールは、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくために必要かつ十分な情報および時間を確保し、当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益の向上を目的として導入されるものです。

また、当社取締役は、本ルールに従い大規模買付行為に対する対抗措置を講じることがあります、かかる対抗措置は、当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

(3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本ルールは、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様による議決権行使により決めていただくことを定めたものであり、株主の皆様の意思を尊重した内容となっております。

本ルールは、有効期間満了前であっても、当社の株主総会において本ルールに基づく対抗措置の発動に関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールは当該時点で廃止されるものとしますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

(4) 本ルールについて継続的な開示を行うこと

本社取締役会は、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値および株主利益全体の観点から、本ルールについて隨時見直しを行うこととしており、本ルールにつき内容の修正、変更または廃止等行った場合には、これらについて、速やかに株主の皆様に開示いたします。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールおよび本ルールに基づく対抗措置として株主の皆様に割当てることとなる新株予約権については、当社の株主総会または取締役会の決議により、いつでも廃止または当社が取得・消却することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 別記1 必要情報の内容

### 1 大規模買付者に関する情報

(1) 大規模買付者およびその特別関係者もしくは共同保有者、大規模買付者を直接または間接に支配する者およびその特別関係者もしくは共同保有者、大規模買付者またはその支配者が法人の場合には、それぞれの取締役、監査役およびその他の役員、ならびに、大規模買付者またはその支配者と当該大規模買付行為の提案について協調して行動している者（以下、総称して「開示者」といいます。）の名称、住所および電話番号（自然人の場合は、勤務先の住所および電話番号）

(2) 大規模買付者以外の各開示者と各大規模買付者との関係についての説明

(3) 大規模買付者またはその支配者が自然人である場合には、5年前より現在に至る主たる職歴、年齢および国籍

(4) 開示者が法人またはその他の団体である場合には、かかる法人の主たる業務および設立準備法、過去5年間（設立時以降）の単体ベースおよび連結ベースの財務諸表（連結ベースの財務諸表については、監査済みのものとします。ただし、最終の財務諸表につきまして監査未了の場合は、当該財務諸表については監査済みであることを要しないものといたします。）

(5) 開示者が日本において有価証券報告書提出会社である場合には、過去5年間分（有価証券報告書提出会社となつてから5年未満のときは、有価証券報告書提出会社となったとき以降）の有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書ならびにこれらに関する訂正届出書または訂正報告書がある場合は、当該訂正届出書および訂正報告書

(6) 各開示者に関し、(i)過去10年間において刑に処されたことがあるか否か（交通反則金処分および軽犯罪を除きます。）、もしある場合にはその罪名、科された刑罰（または処分）の内容および関与した裁判所名、ならびに、(ii)過去10年間において、司法・行政手続により、証券取引法、商法、会社法、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）または環境に関する法令（外国等におけるこれらに相当する法令を含みます。）に違反する行為を認定しもしくは違反する行為の差止めを命ずる判決、決定もしくは命令等を受け、またはそのような判決、決定もしくは命令等を求める司法・行政手続の対象とされたことがあるか否か、その他当社株主が意思決定を行うに当たり重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがあるか否か、またこれらに該当する場合において現に受けたもしくは求められた判決、決定または命令の内容

(7) 各開示者が現在日本国または外国等において関与している重要な訴訟その他の係争の内容

## 2 当社株券等の取引状況

各開示者が保有する当社の全ての株券等、過去180日間において各開示者が行った当社株券等にかかる全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）、ならびに当社株券等に関して各開示者が締結した全ての契約、取決めおよび合意の内容（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わないものといたします。）

## 3 提案条件

各開示者が行おうとする公開買付けまたはその他の方法による買付けの条件（買付けの方法、取得予定の株券等の総数および種類、対価の金額・種類、買付期間終了予定日、公開買付期間延長の可能性、撤回・変更権の有無、公開買付けその他の取引に条件を付す場合はその条件、当該公開買付けの対象が全株式を対象としていない場合は按分比例方式による取得に関する事項、二段階買付けの予定の有無、二段階買付けを予定している場合はその内容）

## 4 取引の目的・当社に関する買付け後の計画

大規模買付行為後に、または大規模買付行為とあわせて、当社株式の譲渡、当社と他の者との事業譲渡、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転、重要資産（知的財産権を含みます。）の売却・移転・供与、組織変更・清算その他の異例な取引もしくは行為、当社の現在の配当率もしくは方針の変更、負債額もしくは資本構成の変更、現経営陣の交代、組織構成、業務もしくは労使関係の重大な変更（従業員の採用・配転・解雇を含みます。）、現在の事業計画（当社の工場、協力業者の事業運営に関する計画を含みます。）の重大な変更、取引先、顧客、関係会社、地域社会その他の利害関係者の取扱いに関する重大な変更、当社普通株式の上場廃止、または当社の定款その他の基本規程の変更を伴うような取引、計画、提案または協議を行う場合は、その概要および目的

## 5 資金の裏付け

各開示者が行おうとしている大規模買付行為に使用される資金の総額およびその調達方法、資金調達に関する重要な条件（契約の相手方、条件、担保の供与、金利等を含むがこれらに限られないものといたします。）および借入金に関する返済計画

## 6 当社との取決め

開示者と、当社、当社経営陣または当社関係会社との間における、既存のまたは検討中の重要な契約、取決めまたは合意の内容

## 7 法令に基づく許認可等

(1) 買収提案に関し適用される可能性のある日本国または外国等に存する法令等に基づく規制事項、日本国もしくは外国の政府または第三者から取得すべき独占禁止法またはその他の法令等に基づく承認または許認可の有無

(2) 上記(1)に関し、遵守すべき規制事項の詳細、遵守するために必要な事項の詳細、取得すべき承認または許認可の詳細、承認または許認可が得られる見通しについて判断するために必要な具体的情報

## 別記2 対抗措置の内容

当社取締役会は、本ルールに従い、以下に概要を記載する新株予約権の無償割当てを内容とする対抗措置を決議することができるものといたします。当社取締役会は、かかる新株予約権の割当てを複数回にわたり行うことがあります。新株予約権に関する詳細については、当社取締役会が別途定めるものといたします。

### (1) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対して、その保有する当社普通株式1株（ただし、当社が保有する当社株式を除きます。）につき、新株予約権1個を割り当てるものといたします。

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個につき、下記(5)に記載する行使価格を対価として、原則として当社普通株式1株を取得することができるものといたします。ただし、当社取締役会は、新株予約権の発行決議に際し、法令により許容される範囲内で、新株予約権行使の目的となる当社普通株式の数を1株未満の数と定めることができます。

### (3) 新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済み株式総数（ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。）を上限といたします。

### (4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は、無償といたします。

### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

発行される当社普通株式1株当たり1円といたします。

### (6) 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、開始日（ただし、割当期日から約1ヶ月半後の日を開始日として設定する予定です。）から2ヶ月間であり、新株予約権の発行決議において当社取締役会が定める期間といたします。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は、当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものといたします。

### (8) 当社による新株予約権の取得

当社取締役会は、新株予約権の発行決議の際、法令が許容する条件で、当社が新株予約権を取得することのできる取得条項を付すことができます。

### (9) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使は、行使期間の開始日が到来していることを条件といたします。

また、大規模買付者およびその特別関係者もしくは共同保有者、ならびに大規模買付者のために当社株式または新株予約権を保有する者が保有する新株予約権は、いかなる場合においても、行使することができないものといたします。なお、当社は、新株予約権の行使の条件として、新株予約権の保有者に自己が大規模買付者またはその特別関係者もしくは共同保有者ではないことおよび新株予約権を大規模買付者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができるものとし、当該確認または資料の提出がなされない場合、当社は、当該新株予約権の保有者を大規模買付者であるとみなすことができます。

新株予約権を有する者が、当該新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大規模買付者に対して譲渡する旨合意している場合、当社は、当該新株予約権の実質的な保有者を大規模買付者であるとみなすことができます。新株予約権の割当てを受けた株主が、割当期日現在において保有する株式を大規模買付者に対して譲渡したときまたは譲渡する旨合意した場合、当社は、当該株式に対して割当てられた新株予約権の行使により将来発行されるべき株式につきまして、大規模買付者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。

本ルールの規定に違反して譲渡された新株予約権は、行使することができないものといたします。

## 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 5 【研究開発活動】

当社グループは、乳幼児から高齢者までのそれぞれのライフステージ・ライフスタイルに応じた「食」と「健康」を中心テーマとして企業活動を推進しており、当社の食品開発研究所、食機能科学研究所及び技術開発研究所を中心に、総勢384名（当中間連結会計期間末現在）で研究開発活動を行ってまいりました。当中間連結会計期間は、研究開発費として3,675百万円を投入いたしました。

当中間連結会計期間における事業の種類別セグメントの主な研究内容、開発商品は次のとおりあります。

### (1) 食品事業

食の新しい価値を創造し、あわせてお客様に安心して召しあがっていただけるよう、おいしさ、栄養、機能性、品質、安全性、生産技術等に関する総合的な基盤技術研究を基にして、新商品の積極的な開発研究を行ってまいりました。当事業に係る研究開発費として2,425百万円を投入いたしました。

主な開発商品は、次のとおりあります。

ご高齢者や幼児等、飲用量の少ない方でも楽に飲みきることのできる125ml 3連パックの「明治おいしい牛乳」、パーソナル乳飲料として200ml ブリック（チルドESL）「明治コーヒーミルク」を関東地区で発売。チルドペット乳飲料「明治ミルクと珈琲」ブランドシリーズとして「明治ミルクとココア」ブランド『アイスココア』及び「明治ミルクとバナナ」ブランド『やわらかバナナ』。

当社独自の技術である「まろやか丹念発酵」と「NF膜処理技術」を組み合わせて実現した、そのまま食べておいしいプレーンヨーグルト「明治ブルガリアヨーグルトLB81そのままでプレーン」（500g）、LB81乳酸菌を使用し、コラーゲンとセラミドを配合した低脂肪タイプの宅配専用ヨーグルト「明治ヨーグルト美しいあした」（90g）。

エッセルブランドの売上げ向上のために、乳とフルーツを組み合わせた「明治エッセルスーパーカップ」2品（マンゴー、りんご）、アジアンスイーツをテーマにした「Aya Sweets Dessert」2品（ライチミルク、マンゴーココナッツ）。

脂質代謝に必要な栄養素であるL-カルニチンを配合したハーフタイプのスプレッド「明治コーンソフトハーフ」、短期間で使い切れる小容量80g入りのファットスプレッド「明治ちょこっとソフト」2品（リッチ&クリーミー、キャラメル風味）。

ブラックペッパーのスパイシーな刺激とチーズのまろやかな味わいが特長の「明治北海道十勝スライスチーズブラックペッパー入り（10枚）」、ミルクのコクとなめらかな口どけが特長の「明治クリームチーズMilko（ミルコ）ぬるタイプ」及び「明治クリームチーズMilko（ミルコ）8個入り」。

濃厚でクリーミーなホワイトソースに、ペンネマカロニとブラックタイガーを加えたグラタン「薰るおいしい海老グラタン」、主婦の方の昼食をターゲットとした「手軽にピッタ」3品（ミックスピッタ、マルゲリータ、照り焼きチキン）。

水に溶かしてソフトな食感で総合栄養が摂取できる「マイバランスソフトPowder ST」、食品に加えてトロミ調整ができる「トロメイクSP」の容器改善と容量バラエティー化、介護食である「やわらか食」の新商品追加によるシリーズ充実、水に溶かして手軽に出来る「ヴァームウォーターパウダータイプ」。

調乳に便利な「明治ラクトレス スティックパック」、「明治エレメンタルフォーミュラ スティックパック」。

これらの研究開発を通じて得られた成果は、国内外の学会等にて発表するとともに論文投稿いたしました。併せて、国内外で特許出願・特許登録を行いました。それらの主な研究内容は次のとおりあります。

- ・ヨーグルトの物性特性に関する研究
- ・プロバイオティクス乳酸菌の機能性に関する研究
- ・乳酸菌の遺伝子発現解析に関する研究
- ・プロセスチーズ、ナチュラルチーズの製造法に関する研究
- ・高齢者向け食品の栄養と機能性に関する研究
- ・食中毒細菌の遺伝子解析を応用した検査法に関する分析技術研究

### (2) サービス・その他事業

サービス・その他事業に関しては、当社の医薬事業に係る開発を中心に1,249百万円の費用を投入いたしました。

### **第3 【設備の状況】**

#### **1 【主要な設備の状況】**

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### **2 【設備の新設、除却等の計画】**

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

(注) 定款での定めは、次のとおりであります。

当会社の発行可能株式総数は、800,000,000株とする。

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	329,648,786	329,648,786	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	—
計	329,648,786	329,648,786	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	329,648,786	—	33,646	—	31,977

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	23,631	7.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	15,343	4.65
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1-1-5 (中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	14,581	4.42
明治製菓株式会社	東京都中央区京橋2-4-16	13,488	4.09
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	11,000	3.34
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3-5-12	10,013	3.04
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	8,085	2.45
住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33 (東京都中央区晴海1-8-11)	6,985	2.12
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6-7)	6,217	1.89
明治乳業共栄会	東京都江東区新砂1-2-10	5,175	1.57
計	—	114,522	34.74

(注) 株式会社みずほ銀行から、平成19年7月23日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)の写しにより、同年7月13日現在で以下のとおり株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	14,581	4.42
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	496	0.15
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	2,698	0.82
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3-5-27	588	0.18

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,100,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 325,127,000	325,127	—
単元未満株式	普通株式 3,421,786	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	329,648,786	—	—
総株主の議決権	—	325,127	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が51,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数51個含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式31株が含まれております。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
明治乳業株式会社	東京都江東区新砂 1-2-10	1,100,000	—	1,100,000	0.33
計	—	1,100,000	—	1,100,000	0.33

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	984	989	841	786	702	668
最低(円)	924	768	762	681	610	625

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人不二会計事務所による中間監査を受けております。

## 1 【中間連結財務諸表等】

### (1) 【中間連結財務諸表】

#### ①【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		19,273		4,794		13,877	
2 受取手形及び売掛 金	※5	101,574		101,545		90,489	
3 たな卸資産		35,334		38,973		34,653	
4 繰延税金資産		6,887		7,032		6,933	
5 その他		10,621		11,634		10,279	
貸倒引当金		△746		△495		△452	
流動資産合計		172,943	43.7	163,484	40.4	155,780	40.6
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物	※2	64,208		64,449		62,151	
(2) 機械装置及び運 搬具	※2	49,731		52,995		47,294	
(3) 土地	※2	42,468		43,819		43,854	
(4) 建設仮勘定		2,996		13,899		10,037	
(5) その他	※2	9,384	168,789	9,201	184,365	9,258	172,596
2 無形固定資産			3,616		4,797		4,119
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	34,832		32,759		34,117	
(2) 繰延税金資産		607		768		444	
(3) その他		15,970		19,753		17,440	
貸倒引当金		△968	50,442	△932	52,349	△937	51,064
固定資産合計		222,848	56.3	241,512	59.6	227,779	59.4
資産合計		395,792	100.0	404,996	100.0	383,560	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 支払手形及び買掛金	※5	80,268			83,528			73,286		
2 短期借入金	※2	34,119			14,403			16,653		
3 一年以内に償還予定の社債		20,600			—			20,000		
4 コマーシャルペーパー		—			22,000			10,000		
5 未払法人税等		7,880			6,311			3,680		
6 未払費用		35,030			35,974			32,841		
7 その他	※2	21,250			33,625			25,793		
流動負債合計		199,149	50.3		195,844	48.4		182,255	47.5	
II 固定負債										
1 社債		15,000			15,000			15,000		
2 長期借入金	※2	24,354			29,994			24,633		
3 繰延税金負債		7,557			9,002			9,984		
4 退職給付引当金		4,338			3,923			4,012		
5 役員退職慰労引当金		—			626			837		
6 その他		965			706			791		
固定負債合計		52,214	13.2		59,252	14.6		55,260	14.4	
負債合計		251,364	63.5		255,096	63.0		237,515	61.9	
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金		33,646	8.5		33,646	8.3		33,646	8.8	
2 資本剰余金		31,993	8.1		31,995	7.9		31,993	8.3	
3 利益剰余金		67,903	17.2		75,985	18.8		70,407	18.4	
4 自己株式		△446	△0.1		△619	△0.2		△566	△0.1	
株主資本合計		133,096	33.6		141,006	34.8		135,481	35.3	
II 評価・換算差額等										
その他有価証券評価差額金		8,990	2.3		6,554	1.6		8,272	2.2	
評価・換算差額等合計		8,990	2.3		6,554	1.6		8,272	2.2	
III 少数株主持分		2,340	0.6		2,338	0.6		2,291	0.6	
純資産合計		144,427	36.5		149,899	37.0		146,044	38.1	
負債純資産合計		395,792	100.0		404,996	100.0		383,560	100.0	

## ② 【中間連結損益計算書】

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					評価・ 換算差額等	少數株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
平成18年3月31日残高	23,090	21,434	58,505	△394	102,636	10,059	2,273	114,969
中間連結会計期間中の変動額								
新株の発行	10,556	10,556			21,112			21,112
役員賞与（注）			△35		△35			△35
剰余金の配当（注）			△1,183		△1,183			△1,183
中間純利益			10,218		10,218			10,218
持分法適用会社の増加に伴う増加			424		424			424
連結子会社株式の売却に伴う減少			△26		△26			△26
自己株式の取得				△56	△56			△56
自己株式の処分		1		3	5			5
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						△1,068	67	△1,001
中間連結会計期間中の変動額合計	10,556	10,558	9,398	△52	30,459	△1,068	67	29,458
平成18年9月30日残高	33,646	31,993	67,903	△446	133,096	8,990	2,340	144,427

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					評価・ 換算差額等	少數株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
平成19年3月31日残高	33,646	31,993	70,407	△566	135,481	8,272	2,291	146,044
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当			△2,300		△2,300			△2,300
中間純利益			7,877		7,877			7,877
自己株式の取得				△58	△58			△58
自己株式の処分		1		4	6			6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）						△1,717	47	△1,670
中間連結会計期間中の変動額合計	—	1	5,577	△53	5,525	△1,717	47	3,854
平成19年9月30日残高	33,646	31,995	75,985	△619	141,006	6,554	2,338	149,899

## 前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					評価・ 換算差額等	少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
平成18年3月31日残高	23,090	21,434	58,505	△394	102,636	10,059	2,273	114,969
連結会計年度中の変動額								
新株の発行	10,556	10,556			21,112			21,112
役員賞与（注）			△35		△35			△35
剰余金の配当（注）			△1,183		△1,183			△1,183
剰余金の配当			△986		△986			△986
当期純利益			13,708		13,708			13,708
持分法適用会社の増加に伴う増加			424		424			424
連結子会社株式の売却に伴う減少			△26		△26			△26
自己株式の取得				△176	△176			△176
自己株式の処分		2		4	6			6
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）						△1,787	17	△1,769
連結会計年度中の変動額合計	10,556	10,558	11,902	△172	32,844	△1,787	17	31,075
平成19年3月31日残高	33,646	31,993	70,407	△566	135,481	8,272	2,291	146,044

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間（当期）純利益		16,873	13,778	21,426
2 減価償却費		9,643	10,603	19,853
3 負ののれん償却額		△84	△85	△169
4 退職給付引当金の増加（△減少）額		△2,453	△2,454	△5,017
5 受取利息及び受取配当金		△381	△310	△557
6 支払利息		500	386	989
7 固定資産売却損（△益）		△2,466	△1,511	△4,171
8 固定資産処分損		1,300	560	5,201
9 減損損失		—	—	13
10 有価証券売却損（△益）		△18	△155	202
11 有価証券評価損		0	0	0
12 売上債権の減少（△増加）額		△20,276	△11,055	△9,192
13 仕入債務の増加（△減少）額		16,628	10,241	9,645
14 たな卸資産の減少（△増加）額		1,524	△4,290	2,204
15 未払費用の増加（△減少）額		5,305	3,132	3,151
16 その他		843	△3,023	△544
小計		26,939	15,816	43,037
17 利息及び配当金の受取額		382	327	561
18 利息の支払額		△490	△386	△1,004
19 法人税等の支払額		△3,197	△3,316	△5,471
営業活動によるキャッシュ・フロー		23,634	12,441	37,123

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出		△8,729	△13,418	△20,798
2 有形・無形固定資産の売却による収入		4,920	1,767	7,136
3 投資有価証券の取得による支出		△1,426	△2,713	△2,497
4 投資有価証券の売却による収入		79	1,354	503
5 貸付金の純減少（△増加）額		32	207	61
6 その他		△331	△1,456	146
投資活動によるキャッシュ・フロー		△5,456	△14,258	△15,447
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増加（△減少）額		△738	△1,884	△8,286
2 コマーシャルペーパーの純増加（△減少）額		△16,000	12,000	△6,000
3 長期借入れによる収入		—	9,000	4,400
4 長期借入金の返済による支出		△5,663	△4,005	△19,701
5 社債の償還による支出		—	△20,000	△600
6 株式の発行による収入		21,112	—	21,112
7 配当金の支払額		△1,183	△2,300	△2,169
8 少数株主への配当金の支払額		△12	△9	△12
9 その他		△54	△53	△174
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,539	△7,253	△11,433
IV 現金及び現金同等物の増加（△減少）額		15,638	△9,070	10,242
V 現金及び現金同等物の期首残高		3,621	13,863	3,621
VI 現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高		19,259	4,793	13,863

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>当中間連結会計期間末における連結子会社は、次のとおり24社であります。</p> <p>明治飼糧株式会社 東京明販株式会社 日本罐詰株式会社 中部明販株式会社 明治油脂株式会社 近畿明販株式会社 東京牛乳運輸株式会社 九州明乳販売株式会社 株式会社アサヒプロイラー 東京明治フーズ株式会社 東北明販株式会社 中国明販株式会社 北海道明販株式会社 株式会社カントラ 大阪保証牛乳株式会社 四国明治乳業株式会社 東海明治株式会社 株式会社明治テクノサービス 明治ケンコーハム株式会社 株式会社ケー・シー・エス 金沢明販株式会社 大蔵製菓株式会社 株式会社ナイスディ フレッシュネットワークシステムズ株式会社</p> <p>前連結会計年度において連結子会社となっていた明治アグリス株式会社は、平成18年8月31日に提出会社が同社株式を売却したため、当中間連結会計期間末より連結の範囲から除外しております。なお、中間連結財務諸表には平成18年6月末までの損益に重要な事項の調整を加えて作成しております。</p> <p>連結子会社 東京明治フーズ株式会社は、平成18年4月28日に提出会社が同社株式を売却したことにより、連結子会社 フレッシュネットワークシステムズ株式会社に統合されました。</p> <p>なお、連結の範囲に含められていない子会社は、次のとおりであります。</p> <p>千葉明治牛乳株式会社 関東製酪株式会社</p> <p>他29社</p> <p>これら非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当中間純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>当中間連結会計期間末における連結子会社は、次のとおり24社であります。</p> <p>明治飼糧株式会社 東京明販株式会社 日本罐詰株式会社 中部明販株式会社 明治油脂株式会社 近畿明販株式会社 東京牛乳運輸株式会社 九州明乳販売株式会社 株式会社アサヒプロイラー 東京明治フーズ株式会社 東北明販株式会社 中国明販株式会社 北海道明販株式会社 株式会社カントラ 大阪保証牛乳株式会社 四国明治乳業株式会社 東海明治株式会社 株式会社明治テクノサービス 明治ケンコーハム株式会社 株式会社ケー・シー・エス 金沢明販株式会社 大蔵製菓株式会社 株式会社ナイスディ フレッシュネットワークシステムズ株式会社</p> <p>なお、連結の範囲に含められていない子会社は、次のとおりであります。</p> <p>千葉明治牛乳株式会社 関東製酪株式会社</p> <p>他28社</p> <p>これら非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当中間純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>当連結財務諸表に含まれた連結子会社は、次のとおり24社であります。</p> <p>明治飼糧株式会社 東京明販株式会社 日本罐詰株式会社 中部明販株式会社 明治油脂株式会社 近畿明販株式会社 東京牛乳運輸株式会社 九州明乳販売株式会社 株式会社アサヒプロイラー 東京明治フーズ株式会社 東北明販株式会社 中国明販株式会社 北海道明販株式会社 株式会社カントラ 大阪保証牛乳株式会社 四国明治乳業株式会社 東海明治株式会社 株式会社明治テクノサービス 明治ケンコーハム株式会社 株式会社ケー・シー・エス 金沢明販株式会社 大蔵製菓株式会社 株式会社ナイスディ フレッシュネットワークシステムズ株式会社</p> <p>前連結会計年度において連結子会社となっていた明治アグリス株式会社は、平成18年8月31日に提出会社が同社株式を売却したため、当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。なお、連結財務諸表には平成18年6月末までの損益に重要な事項の調整を加えて作成しております。</p> <p>連結子会社 東京明治フーズ株式会社は、平成18年4月28日に提出会社が同社株式を売却したことにより、連結子会社 フレッシュネットワークシステムズ株式会社に統合されました。</p> <p>なお、主要な非連結子会社は、次のとおりであります。</p> <p>千葉明治牛乳株式会社 関東製酪株式会社</p> <p>これら非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>当中間連結財務諸表における持分法適用会社は、次のとおりであります。</p> <p>非連結子会社</p> <p>千葉明治牛乳株式会社</p> <p>関連会社</p> <p>沖縄明治乳業株式会社</p> <p>パンピー食品株式会社</p> <p>上記のうち、千葉明治牛乳株式会社については、重要性が増したため、当中間連結会計期間より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、次のとおりであります。</p> <p>非連結子会社</p> <p>関東製酪株式会社</p> <p>他29社</p> <p>関連会社</p> <p>栃木明治牛乳株式会社</p> <p>他 8 社</p> <p>これら持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当中間純損益及び利益剰余金等の合計額（持分に見合う額）は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないので、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法によっております。</p> <p>持分法の適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間にかかる中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>当中間連結財務諸表における持分法適用会社は、次のとおりであります。</p> <p>非連結子会社</p> <p>千葉明治牛乳株式会社</p> <p>パンピー食品株式会社</p> <p>関連会社</p> <p>沖縄明治乳業株式会社</p> <p>上記のうち、千葉明治牛乳株式会社については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社は、次のとおりであります。</p> <p>非連結子会社</p> <p>関東製酪株式会社</p> <p>他27社</p> <p>関連会社</p> <p>栃木明治牛乳株式会社</p> <p>他 6 社</p> <p>これら持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当中間純損益及び利益剰余金等の合計額（持分に見合う額）は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないので、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法によっております。</p> <p>持分法の適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間にかかる中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>当連結財務諸表における持分法適用会社は、次のとおりであります。</p> <p>千葉明治牛乳株式会社</p> <p>沖縄明治乳業株式会社</p> <p>パンピー食品株式会社</p> <p>上記のうち、千葉明治牛乳株式会社については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社は、次のとおりであります。</p> <p>非連結子会社</p> <p>関東製酪株式会社</p> <p>関連会社</p> <p>栃木明治牛乳株式会社</p> <p>これら持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の当期純損益及び利益剰余金等の合計額（持分に見合う額）は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないので、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法によっております。</p> <p>持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる財務諸表を使用しております。</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、株式会社ケー・シー・エスの中間決算日は、6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、6月30日現在の中間財務諸表を使用しておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整が行われております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>同左</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち、株式会社ケー・シー・エスの決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、12月31日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整が行われております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの</p> <p>主として移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ</p> <p>時価法</p> <p>③ たな卸資産</p> <p>主として移動平均法による原価法</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>同左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>② デリバティブ</p> <p>同左</p> <p>③ たな卸資産</p> <p>同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの</p> <p>同左</p> <p>② デリバティブ</p> <p>同左</p> <p>③ たな卸資産</p> <p>同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法 ただし、昭和60年4月1日以降に提出会社が取得した不動産賃貸事業用の建物、構築物等、平成10年度の税制改正に伴い、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに提出会社が取得した守谷工場、東北工場、九州工場、関西工場及び本社等社屋の建物、構築物、機械装置等について、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び車両運搬具</td> <td>2～30年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～22年</td> </tr> </table>	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び車両運搬具	2～30年	工具器具備品	2～22年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法 ただし、昭和60年4月1日以降に提出会社が取得した不動産賃貸事業用の建物、構築物等、平成10年度の税制改正に伴い、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに提出会社が取得した守谷工場、東北工場、九州工場、関西工場及び本社等社屋の建物、構築物、機械装置等について、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び車両運搬具</td> <td>2～26年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～22年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ143百万円減少しております。 また、連結子会社の一部において、リース契約の多様化を踏まえ、リース収益と減価償却費の期間対応をより適切に図るため、当中間連結会計期間より、経済的耐用年数による定率法からリース期間を償却年数とするリース期間定額法に変更しております。これにより営業利益、経常利益は、それぞれ88百万円、税金等調整前中間純利益は、437百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報) 当社及び一部を除く連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ305百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び車両運搬具	2～26年	工具器具備品	2～22年	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法 ただし、昭和60年4月1日以降に提出会社が取得した不動産賃貸事業用の建物、構築物等、平成10年度の税制改正に伴い、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに提出会社が取得した守谷工場、東北工場、九州工場、関西工場及び本社等社屋の建物、構築物、機械装置等について、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び車両運搬具</td> <td>2～26年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～22年</td> </tr> </table>	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び車両運搬具	2～26年	工具器具備品	2～22年
建物及び構築物	2～60年																			
機械装置及び車両運搬具	2～30年																			
工具器具備品	2～22年																			
建物及び構築物	2～60年																			
機械装置及び車両運搬具	2～26年																			
工具器具備品	2～22年																			
建物及び構築物	2～60年																			
機械装置及び車両運搬具	2～26年																			
工具器具備品	2～22年																			
<p>② 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p>																		

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異（10,939百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとしております。 過去勤務債務（債務の減額）については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として7年）による按分額を費用処理しております。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 退職給付引当金 同左</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 提出会社及び連結子会社の一部は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末における要支給額を計上しております。 (追加情報) 従来、役員退職慰労金は主に支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において、前連結会計年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 なお、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は、727百万円多く計上されております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異（10,939百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとしております。 過去勤務債務（債務の減額）については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として7年）による按分額を費用処理しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 提出会社及び連結子会社の一部は役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 提出会社及び連結子会社の一部は役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は142,086百万円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は143,753百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。</p> <p>この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ35百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>従来、役員退職慰労金は主に支出時に費用処理しておりましたが、役員退職慰労金の引当計上が慣行として定着しつつあり、また、提出会社におきましては、平成19年6月開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、過年度からの在任期間に応する役員退職慰労金については、同総会で承認を得たうえで打ち切り、各役員の退任時に支給することを予定しております。</p> <p>そのため、提出会社及び連結子会社の一部においては、期間損益の適正化と財務内容の健全化を図るため、引当計上することに変更し、当連結会計年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>この変更により税金等調整前当期純利益は、774百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記していた「有価証券評価損」(当中間連結会計期間は0百万円)は、当中間連結会計期間において特別損失の総額の100分の10以下となつたため、特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで区分掲記していた「役員退職慰労金」(当中間連結会計期間は14百万円)は、当中間連結会計期間において特別損失の総額の100分の10以下となつたため、特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 前中間連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ評価損」(前中間連結会計期間は12百万円)は当中間連結会計期間において営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分記載しております。</p> <hr/>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「負ののれん償却額」と表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、231,394百万円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、241,359百万円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、234,349百万円であります。
※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 建物 8,789百万円 構築物 1,028 " " 機械装置 8,475 " " 車両運搬具 0 " " 工具器具備品 77 " " 土地 11,315 " " 投資有価証券 3,618 " " 計 33,305百万円	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 建物 7,107百万円 構築物 954 " " 機械装置 7,050 " " 車両運搬具 0 " " 工具器具備品 63 " " 土地 6,701 " " 投資有価証券 3,575 " " 計 25,453百万円	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は、次のとおりであります。 建物 8,268百万円 構築物 1,000 " " 機械装置 7,777 " " 車両運搬具 0 " " 工具器具備品 69 " " 土地 8,690 " " 投資有価証券 3,492 " " 計 29,299百万円
担保付債務は、次のとおりであります。 短期借入金 1,410百万円 長期借入金 2,109 " " (1年以内) 長期借入金 10,394 " " 従業員預金 2,464 " " 計 16,378百万円	担保付債務は、次のとおりであります。 短期借入金 460百万円 長期借入金 2,002 " " (1年以内) 長期借入金 9,510 " " 従業員預金 2,443 " " 計 14,416百万円	担保付債務は、次のとおりであります。 短期借入金 1,360百万円 長期借入金 1,967 " " (1年以内) 長期借入金 10,529 " " 従業員預金 2,467 " " 計 16,325百万円
3 偶発債務 (1) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 PT. INDOMEIJI Dairy Food 28百万円 (外貨建240千米ドル) 仙台飼料㈱ 160 " " ㈱明治ビバリッジ 112 " " 計 301百万円	3 偶発債務 (1) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 東乳物流サービス㈱ 35百万円 仙台飼料㈱ 510 " " ㈱明治ビバリッジ 77 " " 計 622百万円	3 偶発債務 (1) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 東乳物流サービス㈱ 35百万円 仙台飼料㈱ 160 " " ㈱明治ビバリッジ 98 " " 計 293百万円
(2) 下記会社の金融機関からの与信枠の獲得に関して、次のとおり確認書（経営指導念書等）の差し入れを行っております。 MEIJI DAIRY AUSTRALASIA 88百万円 PTY. LTD. (外貨建1,000千豪ドル) (3) 受取手形の裏書譲渡高は、14百万円であります。	(2) 下記会社の金融機関からの与信枠の獲得に関して、次のとおり確認書（経営指導念書等）の差し入れを行っております。 MEIJI DAIRY AUSTRALASIA 101百万円 PTY. LTD. (外貨建1,000千豪ドル) (3) _____	(2) 下記会社の金融機関からの与信枠の獲得に関して、次のとおり確認書（経営指導念書等）の差し入れを行っております。 MEIJI DAIRY AUSTRALASIA 95百万円 PTY. LTD. (外貨建1,000千豪ドル) (3) _____
4 コミットメントライン契約 提出会社は、機動的な資金調達及び資金効率の改善を目的として、取引金融機関7行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当中間連結会計期間末における借入金未実行残高は、次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 20,000百万円 借入実行残高 — 差引額 20,000百万円	4 コミットメントライン契約 提出会社は、機動的な資金調達及び資金効率の改善を目的として、取引金融機関7行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当中間連結会計期間末における借入金未実行残高は、次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 20,000百万円 借入実行残高 — 差引額 20,000百万円	4 コミットメントライン契約 提出会社は、機動的な資金調達及び資金効率の改善を目的として、取引金融機関7行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当連結会計年度末における借入金未実行残高は、次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 20,000百万円 借入実行残高 — 差引額 20,000百万円

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 673百万円 支払手形 894百万円</p>	<p>※5 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 553百万円 支払手形 682百万円</p>	<p>※5 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。</p> <p>受取手形 459百万円 支払手形 735百万円</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりであります。 運賃保管料 15,012百万円 拡壳費 26,843〃 労務費 19,766〃 退職給付費用 971〃	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりであります。 運賃保管料 14,397百万円 拡壳費 27,459〃 労務費 19,897〃 退職給付費用 932〃	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりであります。 運賃保管料 28,807百万円 拡壳費 51,772〃 労務費 38,120〃 退職給付費用 1,929〃						
※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 土地 3,462百万円 その他の固定資産 4〃 計 3,467百万円	※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 土地 1,500百万円 その他の固定資産 11〃 計 1,511百万円	※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 土地 4,162百万円 その他の固定資産 9〃 計 4,171百万円						
※3 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。 建物 632百万円 機械装置 546〃 土地 977〃 工具器具備品他 146〃 計 2,302百万円	※3 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。 建物 244百万円 機械装置 235〃 土地 0〃 工具器具備品他 80〃 計 560百万円	※3 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。 建物 883百万円 機械装置 898〃 土地 3,141〃 工具器具備品他 278〃 計 5,201百万円						
※4 法人税等の表示方法 当中間連結会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	※4 法人税等の表示方法 同左	※4						
※5	※5	※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。 <table border="1"><tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr><tr><td>遊休資産</td><td>土地</td><td>宮城県 柴田郡</td></tr></table> <p>事業の種類別セグメントをベースに資産のグルーピングを行っております。上記の資産は遊休状態であり今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失（13百万円）として特別損失に計上しました。</p> <p>なお、これらの回収可能価額は、主に売却予定価額もしくは相続税評価額等に基づいて合理的に算定した価格に基づく正味売却価額により評価しています。</p>	用途	種類	場所	遊休資産	土地	宮城県 柴田郡
用途	種類	場所						
遊休資産	土地	宮城県 柴田郡						

## (中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	296,648	33,000	—	329,648
合計	296,648	33,000	—	329,648
自己株式				
普通株式（注）2, 3	834	76	7	902
合計	834	76	7	902

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加33,000千株は、一般募集による新株の発行による増加30,000千株及び第三者割当による新株の発行による増加3,000千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加76千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,183	4	平成18年3月31日	平成18年6月29日

## (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	986	利益剰余金	3	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	329,648	—	—	329,648
合計	329,648	—	—	329,648
自己株式				
普通株式（注）1, 2	1,032	75	7	1,100
合計	1,032	75	7	1,100

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加75千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,300	7	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	1,314	利益剰余金	4	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	296,648	33,000	—	329,648
合計	296,648	33,000	—	329,648
自己株式				
普通株式（注）2, 3	834	207	8	1,032
合計	834	207	8	1,032

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加33,000千株は、一般募集による新株の発行による増加30,000千株及び第三者割当による新株の発行による増加3,000千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の増加207千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
- 3 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,183	4	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	986	3	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,300	利益剰余金	7	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係  (平成18年9月30日)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係  (平成19年9月30日)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係  (平成19年3月31日)
現金及び預金勘定 19,273百万円	現金及び預金勘定 4,794百万円	現金及び預金勘定 13,877百万円
預入期間が3ヶ月を越える △13 "	預入期間が3ヶ月を越える △1 "	預入期間が3ヶ月を越える △13 "
定期預金	定期預金	定期預金
現金及び現金同等物 19,259百万円	現金及び現金同等物 4,793百万円	現金及び現金同等物 13,863百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
工具器具 備品 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)
その他 (百万円)	その他 (百万円)	その他 (百万円)
合計 (百万円)	合計 (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額 10,766 6,181 中間期末残高相当額 4,584	取得価額相当額 7,881 減価償却累計額相当額 4,844 中間期末残高相当額 3,037	取得価額相当額 9,326 減価償却累計額相当額 5,632 期末残高相当額 3,694
7,485 10,117 3,549 8,134	6,723 3,647 3,075 6,112	7,238 3,989 3,242 6,936
18,251	14,604	16,565
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 1年超 合計	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 1年超 合計	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 1年超 合計
3,545百万円 4,932〃 8,478百万円	2,758百万円 3,659〃 6,418百万円	3,078百万円 4,163〃 7,241百万円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 減価償却費相当額 支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 減価償却費相当額 支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 減価償却費相当額 支払利息相当額
2,185百万円 2,033〃 92〃	1,767百万円 1,643〃 73〃	4,112百万円 3,810〃 175〃
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ② 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 同左 ② 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ① 減価償却費相当額の算定方法 同左 ② 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左

## (有価証券関係)

前中間連結会計期間末（平成18年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
① 株式	11,578	26,752	15,174
② 債券	101	99	△1
計	11,679	26,852	15,172

(注) 当中間連結会計期間においては、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行っておりません。  
なお、時価評価されていない有価証券については、金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	差額（百万円）
① 株式	14,575	25,580	11,005
② 債券	99	92	△7
計	14,675	25,673	10,997

(注) 当中間連結会計期間においては、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行っておりません。  
なお、時価評価されていない有価証券については、金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
① 株式	12,521	26,473	13,951
② 債券	—	—	—
計	12,521	26,473	13,951

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行っておりません。  
なお、時価評価されていない有価証券については、金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末（平成18年9月30日）

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	買建			
	米ドル	541	548	7
	オプション取引			
	売建　　プット			
	米ドル	(159)		
	買建　　コール	8	0	8
	米ドル	(79)		
金利	スワップ取引	4	12	8
		2,100	△12	△12

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	買建			
	米ドル	938	943	4
金利	スワップ取引	4,600	△112	△112

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	買建			
	米ドル	1,069	1,080	10
	オプション取引			
	売建　　プット			
	米ドル	(39)		
	買建　　コール	2	—	2
	米ドル	(19)		
金利	スワップ取引	1	3	2
		1,350	△19	△19

(注) 1 為替予約取引及びオプション取引の時価を算定するための為替相場は、先物相場を使用しております。

2 スワップ取引の時価は、契約を締結している取引銀行より提示された価格によっております。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	食品事業 (百万円)	サービス・ その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	313,725	52,573	366,299	—	366,299
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	984	21,622	22,606	(22,606)	—
計	314,710	74,195	388,905	(22,606)	366,299
営業費用	300,341	72,611	372,953	(22,650)	350,302
営業利益	14,368	1,584	15,952	44	15,996

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	食品事業 (百万円)	サービス・ その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	311,583	53,674	365,258	—	365,258
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	911	22,686	23,598	(23,598)	—
計	312,495	76,361	388,856	(23,598)	365,258
営業費用	301,381	74,735	376,117	(23,480)	352,637
営業利益	11,113	1,625	12,738	(117)	12,621

(注) 会計処理の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、当社及び連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を変更したことにより、従来の方法によった場合に比べ、当中間連結会計期間の食品事業の営業費用が375百万円増加し、営業利益が同額減少しており、また、サービス・その他事業の営業費用が162百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	食品事業 (百万円)	サービス・ その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
（1）外部顧客に対する売上高	594,815	107,935	702,750	—	702,750
（2）セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,793	43,258	45,051	(45,051)	—
計	596,608	151,193	747,802	(45,051)	702,750
営業費用	576,586	147,732	724,318	(45,165)	679,153
営業利益	20,022	3,460	23,483	113	23,597

（注）会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の食品事業の営業費用が30百万円増加し、営業利益が同額減少しており、また、サービス・その他事業の営業費用が5百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

（注）1 事業区分の方法

事業区分の方法は、製品の種類及び販売市場等の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
食品事業	市乳、粉乳、練乳、バター、チーズ、アイスクリーム、飲料、畜産品、その他食品
サービス・ その他事業	飼料、運送、倉庫、医薬品、不動産、機械技術サービス、外食、保険代理店、リース

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

在外連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

同上

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

同上

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

同上

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

同上

## (1 株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 株当たり純資産額 432.21円	1 株当たり純資産額 449.13円	1 株当たり純資産額 437.45円
1 株当たり中間純利益 32.77円	1 株当たり中間純利益 23.97円 同左	1 株当たり当期純利益 42.81円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載しておりませ ん。

(注) 1 株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間（当期）純利益（百万円）	10,218	7,877	13,708
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益 (百万円)	10,218	7,877	13,708
普通株式の期中平均株数（千株）	311,778	328,578	320,226

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
	<p>(無担保社債の発行)</p> <p>当社は、平成19年10月16日開催の取締役会において、無担保社債（社債間限定同順位特約付）の発行について以下のとおり包括決議いたしました。</p> <table> <tr> <td>1 発行総額</td> <td>40,000百万円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ただし、発行総額の範囲内で複数回に分割して発行することができる。</td> </tr> <tr> <td>2 発行価額</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>3 利率</td> <td>発行する社債と同年限のスワップレート+0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>4 年限</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>5 償還の方法</td> <td>満期一括償還</td> </tr> <tr> <td>6 発行予定期間</td> <td>平成19年10月18日から平成20年9月末日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ただし、本期間中に募集がなされた場合は、発行期日が期間後であっても含まれるものとする。</td> </tr> <tr> <td>7 資金使途</td> <td>借入金返済及び運転資金等</td> </tr> </table> <p>上記の取締役会包括決議に基づき、平成19年11月27日に条件を決定し、第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を以下のとおり発行いたしました。</p> <table> <tr> <td>1 発行総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>2 発行価額</td> <td>額面100円につき金100円</td> </tr> <tr> <td>3 利率</td> <td>年1.40%</td> </tr> <tr> <td>4 払込期日</td> <td>平成19年12月6日</td> </tr> <tr> <td>5 償還期限</td> <td>平成24年12月6日</td> </tr> <tr> <td>6 償還の方法</td> <td>満期一括償還</td> </tr> <tr> <td>7 資金使途</td> <td>借入金返済及び運転資金等</td> </tr> </table>	1 発行総額	40,000百万円以内		ただし、発行総額の範囲内で複数回に分割して発行することができる。	2 発行価額	額面100円につき金100円	3 利率	発行する社債と同年限のスワップレート+0.5%以下	4 年限	7年以内	5 償還の方法	満期一括償還	6 発行予定期間	平成19年10月18日から平成20年9月末日まで		ただし、本期間中に募集がなされた場合は、発行期日が期間後であっても含まれるものとする。	7 資金使途	借入金返済及び運転資金等	1 発行総額	20,000百万円	2 発行価額	額面100円につき金100円	3 利率	年1.40%	4 払込期日	平成19年12月6日	5 償還期限	平成24年12月6日	6 償還の方法	満期一括償還	7 資金使途	借入金返済及び運転資金等	
1 発行総額	40,000百万円以内																																	
	ただし、発行総額の範囲内で複数回に分割して発行することができる。																																	
2 発行価額	額面100円につき金100円																																	
3 利率	発行する社債と同年限のスワップレート+0.5%以下																																	
4 年限	7年以内																																	
5 償還の方法	満期一括償還																																	
6 発行予定期間	平成19年10月18日から平成20年9月末日まで																																	
	ただし、本期間中に募集がなされた場合は、発行期日が期間後であっても含まれるものとする。																																	
7 資金使途	借入金返済及び運転資金等																																	
1 発行総額	20,000百万円																																	
2 発行価額	額面100円につき金100円																																	
3 利率	年1.40%																																	
4 払込期日	平成19年12月6日																																	
5 償還期限	平成24年12月6日																																	
6 償還の方法	満期一括償還																																	
7 資金使途	借入金返済及び運転資金等																																	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		17,441		3,898		13,149	
2 受取手形	※6	2,724		2,424		2,053	
3 売掛金		73,720		72,401		64,559	
4 たな卸資産		26,575		29,519		27,183	
5 短期貸付金		—		22,792		19,141	
6 繰延税金資産		5,873		5,005		5,005	
7 その他		8,479		7,792		7,378	
貸倒引当金		△663		△293		△274	
流動資産合計		134,152	43.1	143,540	42.2	138,197	42.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物	※2	41,152		42,077		40,181	
(2) 機械装置	※2	39,973		43,017		37,713	
(3) 土地	※2	21,136		24,775		24,883	
(4) その他	※2	12,264		22,494		18,325	
有形固定資産合計		114,526		132,364		121,104	
2 無形固定資産		606		558		573	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	27,608		25,601		27,190	
(2) 関係会社株式		20,933		18,764		18,362	
(3) その他		17,518		22,791		20,418	
貸倒引当金		△3,754		△3,700		△3,709	
投資その他の資産合計		62,306		63,457		62,261	
固定資産合計		177,438	56.9	196,380	57.8	183,940	57.1
資産合計		311,591	100.0	339,921	100.0	322,137	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)	金額(百万円)		構成比(%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 支払手形	※6	4,314			964			3,893		
2 買掛金		51,708			56,502			49,232		
3 短期借入金	※2	17,540			12,403			12,603		
4 一年以内に償還予定の社債		20,000			—			20,000		
5 コマーシャルペーパー		—			22,000			10,000		
6 未払法人税等		6,409			4,928			2,465		
7 未払費用		29,251			30,090			28,098		
8 その他	※2 ※4	18,774			37,462			26,948		
流動負債合計			147,998	47.5		164,351	48.4		153,242	47.6
II 固定負債										
1 社債		15,000			15,000			15,000		
2 長期借入金	※2	14,357			23,954			18,224		
3 繰延税金負債		6,105			6,216			7,317		
4 退職給付引当金		1,691			1,266			1,373		
5 役員退職慰労引当金		—			569			757		
6 その他		53			52			53		
固定負債合計			37,207	11.9		47,060	13.8		42,726	13.2
負債合計			185,206	59.4		211,412	62.2		195,969	60.8

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金		33,646	10.8	33,646	9.9	33,646	10.4			
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		31,977		31,977		31,977				
(2) その他資本剰余金		15		17		15				
資本剰余金合計		31,993	10.3	31,995	9.4	31,993	9.9			
3 利益剰余金		5,311		5,311		5,311				
(1) 利益準備金										
(2) その他利益剰余金										
配当準備積立金		840		840		840				
退職手当積立金		50		50		50				
圧縮記帳積立金		4,255		4,225		4,225				
別途積立金		30,620		35,620		30,620				
繰越利益剰余金		11,747		11,403		12,387				
利益剰余金合計		52,824	16.9	57,450	16.9	53,434	16.7			
4 自己株式		△446	△0.1	△619	△0.2	△566	△0.2			
株主資本合計		118,017	37.9	122,472	36.0	118,507	36.8			
II 評価・換算差額等										
その他有価証券評価差額金		8,367	2.7	6,036	1.8	7,660	2.4			
評価・換算差額等合計		8,367	2.7	6,036	1.8	7,660	2.4			
純資産合計		126,384	40.6	128,509	37.8	126,168	39.2			
負債純資産合計		311,591	100.0	339,921	100.0	322,137	100.0			

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
I 売上高		252,702	100.0	250,043	100.0	481,206	100.0
II 売上原価		175,722	69.5	176,962	70.8	338,037	70.2
売上総利益		76,979	30.5	73,080	29.2	143,168	29.8
III 販売費及び一般管理費		64,437	25.5	63,573	25.4	124,897	26.0
営業利益		12,541	5.0	9,506	3.8	18,271	3.8
IV 営業外収益							
1 受取利息		9		115		89	
2 たな卸資産売却益		272		46		432	
3 その他		1,294	1,576	1,049	1,211	2,445	2,968
V 営業外費用							
1 支払利息		240		290		505	
2 社債利息		168		78		337	
3 たな卸資産処分損		513		244		1,136	
4 その他		494	1,416	384	998	886	2,865
経常利益							
VI 特別利益							
1 固定資産売却益	※2	3,211		1,495		3,642	
2 その他		198	3,409	228	1,724	543	4,185
VII 特別損失							
1 固定資産処分損	※3	1,121		321		1,762	
2 その他		927	2,048	65	386	4,272	6,034
税引前中間(当期)純利益							
法人税、住民税及び事業税	※4	6,423	14,062	4,740	11,056	4,728	16,524
法人税等調整額	※4	—	6,423	—	4,740	2,560	7,288
中間(当期)純利益			7,639		6,316		9,235

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剩余金		利益剩余金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剩余金	利益準備金	配当準備積立金	退職手当積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金			
平成18年3月31日残高	23,090	21,421	13	5,311	840	50	4,408	25,420	10,368	△394	90,529
中間会計期間中の変動額											
新株の発行	10,556	10,556									21,112
役員賞与（注）									△30		△30
剰余金の配当（注）									△1,183		△1,183
その他利益剩余金の積立（注）							83	5,200	△5,283		—
その他利益剩余金の取崩（注）							△237		237		—
中間純利益									7,639		7,639
自己株式の取得										△56	△56
自己株式の処分			1							3	5
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）											
中間会計期間中の変動額合計	10,556	10,556	1	—	—	—	△153	5,200	1,379	△52	27,487
平成18年9月30日残高	33,646	31,977	15	5,311	840	50	4,255	30,620	11,747	△446	118,017

	評価・換算差額等	純資産合計
平成18年3月31日残高	9,318	99,847
中間会計期間中の変動額		
新株の発行		21,112
役員賞与（注）		△30
剰余金の配当（注）		△1,183
その他利益剩余金の積立（注）		—
その他利益剩余金の取崩（注）		—
中間純利益		7,639
自己株式の取得		△56
自己株式の処分		5
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△950	△950
中間会計期間中の変動額合計	△950	26,536
平成18年9月30日残高	8,367	126,384

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本								
	資本剰余金		利益剰余金						
	資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	退職手当 積立金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日残高	33,646	31,977	15	5,311	840	50	4,225	30,620	12,387
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当									△2,300
別途積立金の積立								5,000	△5,000
中間純利益									6,316
自己株式の取得									
自己株式の処分			1						
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)									
中間会計期間中の変動額合計	—	—	1	—	—	—	—	5,000	△983
平成19年9月30日残高	33,646	31,977	17	5,311	840	50	4,225	35,620	11,403

	株 主 資 本		評価・ 換算差額等	純資產 合計
	自己株式	株主資本 合計		
平成19年3月31日残高	△566	118,507	7,660	126,168
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△2,300		△2,300
別途積立金の積立		—		—
中間純利益		6,316		6,316
自己株式の取得	△58	△58		△58
自己株式の処分	4	6		6
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)			△1,623	△1,623
中間会計期間中の変動額合計	△53	3,964	△1,623	2,341
平成19年9月30日残高	△619	122,472	6,036	128,509

## 前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本								
	資本剰余金		利益剰余金						
	資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	退職手当 積立金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	23,090	21,421	13	5,311	840	50	4,408	25,420	10,368
当期変動額									
新株の発行	10,556	10,556							
役員賞与（注）									△30
剰余金の配当（注）									△1,183
剰余金の配当									△986
圧縮記帳積立金の積立（注）							83		△83
圧縮記帳積立金の積立							133		△133
圧縮記帳積立金の取崩（注）							△237		237
圧縮記帳積立金の取崩							△162		162
別途積立金の積立（注）								5,200	△5,200
当期純利益									9,235
自己株式の取得									
自己株式の処分			2						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	10,556	10,556	2	—	—	—	△183	5,200	2,019
平成19年3月31日残高	33,646	31,977	15	5,311	840	50	4,225	30,620	12,387

	株 主 資 本		評価・ 換算差額等	純資產 合計
	自己株式	株主資本 合計		
平成18年3月31日残高	△394	90,529	9,318	99,847
当期変動額				
新株の発行		21,112		21,112
役員賞与（注）		△30		△30
剰余金の配当（注）		△1,183		△1,183
剰余金の配当		△986		△986
圧縮記帳積立金の積立（注）		—		—
圧縮記帳積立金の積立		—		—
圧縮記帳積立金の取崩（注）		—		—
圧縮記帳積立金の取崩		—		—
別途積立金の積立（注）		—		—
当期純利益		9,235		9,235
自己株式の取得	△176	△176		△176
自己株式の処分	4	6		6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,658	△1,658
当期変動額合計	△172	27,978	△1,658	26,320
平成19年3月31日残高	△566	118,507	7,660	126,168

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 移動平均法による原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平 均法により算定）</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>																		
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>ただし、昭和60年4月1日以降に取得 した不動産賃貸事業用の建物、構築物 等、平成10年度の税制改正に伴い、平成 10年4月1日以降に取得した建物（建物 附属設備を除く）並びに守谷工場、東北 工場、九州工場、関西工場及び本社等社 屋の建物、構築物、機械装置等について は、定額法を採用しております。なお、 主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び車両運搬具</td> <td>2～17年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び車両運搬具	2～17年	工具器具備品	2～20年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>ただし、昭和60年4月1日以降に取得 した不動産賃貸事業用の建物、構築物 等、平成10年度の税制改正に伴い、平成 10年4月1日以降に取得した建物（建物 附属設備を除く）並びに守谷工場、東北 工場、九州工場、関西工場及び本社等社 屋の建物、構築物、機械装置等について は、定額法を採用しております。なお、 主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び車両運搬具</td> <td>2～17年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期 間より、平成19年4月1日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法人 税法に基づく減価償却の方法に変更して おります。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税 引前中間純利益は、それぞれ104百万円 減少しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31 日以前に取得した資産については、改正 前の法人税法に基づく減価償却の方法の 適用により取得価額の5%に到達した事 業年度の翌事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を5年間 にわたり均等償却し、減価償却費に含め て計上しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税 引前中間純利益は、それぞれ254百万円 減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び車両運搬具	2～17年	工具器具備品	2～20年	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>ただし、昭和60年4月1日以降に取得 した不動産賃貸事業用の建物、構築物 等、平成10年度の税制改正に伴い、平成 10年4月1日以降に取得した建物（建物 附属設備を除く）並びに守谷工場、東北 工場、九州工場、関西工場及び本社等社 屋の建物、構築物、機械装置等について は、定額法を採用しております。なお、 主な耐用年数は、以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2～60年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び車両運搬具</td> <td>2～17年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物及び構築物	2～60年	機械装置及び車両運搬具	2～17年	工具器具備品	2～20年
建物及び構築物	2～60年																			
機械装置及び車両運搬具	2～17年																			
工具器具備品	2～20年																			
建物及び構築物	2～60年																			
機械装置及び車両運搬具	2～17年																			
工具器具備品	2～20年																			
建物及び構築物	2～60年																			
機械装置及び車両運搬具	2～17年																			
工具器具備品	2～20年																			

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。		3 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異（9,894百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額を翌事業年度より費用処理することとしております。  過去勤務債務（債務の減額）については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額を費用処理しております。	3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左  (2) 退職給付引当金 同左	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左  (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異（9,894百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額を翌事業年度より費用処理することとしております。 過去勤務債務（債務の減額）については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額を費用処理しております。  (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。  (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左	5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	5 リース取引の処理方法 同左	6 リース取引の処理方法 同左

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は126,384百万円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、126,168百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。</p> <p>この変更により営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ30百万円減少しております。</p> <p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>従来、役員退職慰労金は支出時に費用処理しておりましたが、平成19年6月開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、過年度からの在任期間に対応する役員退職慰労金については、同総会で承認を得たうえで打ち切り、各役員の退任時に支給することを予定しております。そのため、当事業年度末における要支給額を株主総会の承認事項であることを考慮し、役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>この変更により税引前当期純利益は、757百万円減少しております。</p>

#### 表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間損益計算書)</p> <p>前中間会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しております「社債利息」（前中間会計期間168百万円）は、当中間会計期間において区分掲記しております。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において、流動資産の「その他」に含めて表示しております「短期貸付金」（前中間会計期間24百万円）は、当中間会計期間において区分掲記しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																				
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、174,603百万円であります。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>(1) 投資有価証券のうち3,618百万円は、質権として従業員貯金2,464百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 有形固定資産のうち建物3,272百万円、構築物541百万円、機械装置4,877百万円、車両運搬具0百万円、工具器具備品28百万円、土地2,636百万円、合計11,356百万円は、抵当権として農林漁業金融公庫の長期借入金5,572百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) 下記諸会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>PT. INDOMEIJI Dairy Food</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>(外貨建240千米ドル)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㈱ナイスデイ</td> <td>11,604〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,633百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 下記会社の金融機関からの与信枠の獲得に関して、次のとおり確認書（経営指導念書等）の差し入れを行っております。</p> <table> <tr> <td>MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>(外貨建1,000千豪ドル)</td> <td></td> </tr> </table>	PT. INDOMEIJI Dairy Food	28百万円	(外貨建240千米ドル)		㈱ナイスデイ	11,604〃	計	11,633百万円	MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.	88百万円	(外貨建1,000千豪ドル)		<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、182,866百万円であります。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>(1) 投資有価証券のうち3,575百万円は、質権として従業員貯金2,443百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 有形固定資産のうち建物3,196百万円、構築物500百万円、機械装置3,923百万円、車両運搬具0百万円、工具器具備品23百万円、土地2,636百万円、合計10,281百万円は、抵当権として農林漁業金融公庫の長期借入金5,572百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) 下記会社の金融機関からの与信枠の獲得に関して、次のとおり確認書（経営指導念書等）の差し入れを行っております。</p> <table> <tr> <td>MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.</td> <td>101百万円</td> </tr> <tr> <td>(外貨建1,000千豪ドル)</td> <td></td> </tr> </table>	MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.	101百万円	(外貨建1,000千豪ドル)		<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、178,115百万円であります。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <p>(1) 投資有価証券のうち3,492百万円は、質権として従業員貯金2,467百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 有形固定資産のうち建物3,214百万円、構築物529百万円、機械装置4,377百万円、車両運搬具0百万円、工具器具備品23百万円、土地2,636百万円、合計10,782百万円は、抵当権として農林漁業金融公庫の長期借入金6,276百万円の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) 下記会社の金融機関からの与信枠の獲得に関して、次のとおり確認書（経営指導念書等）の差し入れを行っております。</p> <table> <tr> <td>MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.</td> <td>95百万円</td> </tr> <tr> <td>(外貨建1,000千豪ドル)</td> <td></td> </tr> </table>	MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.	95百万円	(外貨建1,000千豪ドル)	
PT. INDOMEIJI Dairy Food	28百万円																					
(外貨建240千米ドル)																						
㈱ナイスデイ	11,604〃																					
計	11,633百万円																					
MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.	88百万円																					
(外貨建1,000千豪ドル)																						
MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.	101百万円																					
(外貨建1,000千豪ドル)																						
MEIJI DAIRY AUSTRALASIA PTY. LTD.	95百万円																					
(外貨建1,000千豪ドル)																						
<p>※4 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>5 コミットメントライン契約</p> <p>当社は、機動的な資金調達及び資金効率の改善を目的として、取引金融機関7行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当中間会計期間末における借入金未実行残高は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	20,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	<p>※4 同左</p> <p>5 コミットメントライン契約</p> <p>当社は、機動的な資金調達及び資金効率の改善を目的として、取引金融機関7行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当中間会計期間末における借入金未実行残高は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	20,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	<p>※4 _____</p> <p>5 コミットメントライン契約</p> <p>当社は、機動的な資金調達及び資金効率の改善を目的として、取引金融機関7行との間で、コミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当事業年度末における借入金未実行残高は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table>	コミットメントラインの総額	20,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円		
コミットメントラインの総額	20,000百万円																					
借入実行残高	—																					
差引額	20,000百万円																					
コミットメントラインの総額	20,000百万円																					
借入実行残高	—																					
差引額	20,000百万円																					
コミットメントラインの総額	20,000百万円																					
借入実行残高	—																					
差引額	20,000百万円																					
<p>※6 中間期末日満期手形</p> <p>中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>599百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>613百万円</td> </tr> </table>	受取手形	599百万円	支払手形	613百万円	<p>※6 中間期末日満期手形</p> <p>中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>472百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>450百万円</td> </tr> </table>	受取手形	472百万円	支払手形	450百万円	<p>※6 期末日満期手形</p> <p>期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>362百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>521百万円</td> </tr> </table>	受取手形	362百万円	支払手形	521百万円								
受取手形	599百万円																					
支払手形	613百万円																					
受取手形	472百万円																					
支払手形	450百万円																					
受取手形	362百万円																					
支払手形	521百万円																					

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 減価償却実施額は、次のとおりであります。 有形固定資産 6,494百万円 無形固定資産 69〃	1 減価償却実施額は、次のとおりであります。 有形固定資産 6,693百万円 無形固定資産 68〃	1 減価償却実施額は、次のとおりであります。 有形固定資産 13,298百万円 無形固定資産 137〃
※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 土地 3,210百万円 その他の固定資産 0〃 計 3,211百万円	※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 土地 1,490百万円 その他の固定資産 5〃 計 1,495百万円	※2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。 土地 3,641百万円 その他の固定資産 0〃 計 3,642百万円
※3 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。 建物 461百万円 機械装置 528〃 工具器具備品他 131〃 計 1,121百万円	※3 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。 建物 53百万円 機械装置 215〃 工具器具備品他 51〃 計 321百万円	※3 固定資産処分損の内訳は、次のとおりであります。 建物 584百万円 機械装置 836〃 工具器具備品他 341〃 計 1,762百万円
※4 法人税等の表示方法 当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	※4 法人税等の表示方法 同左	※4

## (中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	834	76	7	902
合計	834	76	7	902

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加76千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	1,032	75	7	1,100
合計	1,032	75	7	1,100

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加75千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少7千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数 (千株)	当事業年度減少株式 数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注) 1, 2	834	207	8	1,032
合計	834	207	8	1,032

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加207千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
工具器具 備品 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)	工具器具 備品 (百万円)
取得価額相当額 17,463	取得価額相当額 16,184	取得価額相当額 18,771
減価償却累計額相当額 10,001	減価償却累計額相当額 9,127	減価償却累計額相当額 11,662
中間期末残高相当額 7,462	中間期末残高相当額 7,056	中間期末残高相当額 7,108
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年以内 4,109百万円	1年以内 3,600百万円	1年以内 3,805百万円
1年超 5,635〃	1年超 5,076〃	1年超 5,216〃
合計 9,745百万円	合計 8,677百万円	合計 9,021百万円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 2,573百万円	支払リース料 2,266百万円	支払リース料 4,950百万円
減価償却費相当額 2,453〃	減価償却費相当額 2,165〃	減価償却費相当額 5,021〃
支払利息相当額 114〃	支払利息相当額 92〃	支払利息相当額 217〃
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
① 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	① 減価償却費相当額の算定方法 同左	① 減価償却費相当額の算定方法 同左
② 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	② 利息相当額の算定方法 同左	② 利息相当額の算定方法 同左
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成18年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末（平成19年9月30日）

同上

前事業年度末（平成19年3月31日）

同上

(1 株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
	<p>(無担保社債の発行)</p> <p>当社は、平成19年10月16日開催の取締役会において、無担保社債（社債間限定同順位特約付）の発行について以下のとおり包括決議いたしました。</p> <table><tbody><tr><td>1 発行総額</td><td>40,000百万円以内</td></tr><tr><td></td><td>ただし、発行総額の範囲内で複数回に分割して発行することができる。</td></tr><tr><td>2 発行価額</td><td>額面100円につき金100円</td></tr><tr><td>3 利率</td><td>発行する社債と同年限のスワップレート+0.5%以下</td></tr><tr><td>4 年限</td><td>7年以内</td></tr><tr><td>5 償還の方法</td><td>満期一括償還</td></tr><tr><td>6 発行予定期間</td><td>平成19年10月18日から平成20年9月末日まで</td></tr><tr><td></td><td>ただし、本期間中に募集がなされた場合は、発行期日が期間後であっても含まれるものとする。</td></tr><tr><td>7 資金使途</td><td>借入金返済及び運転資金等</td></tr></tbody></table> <p>上記の取締役会包括決議に基づき、平成19年11月27日に条件を決定し、第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を以下のとおり発行いたしました。</p> <table><tbody><tr><td>1 発行総額</td><td>20,000百万円</td></tr><tr><td>2 発行価額</td><td>額面100円につき金100円</td></tr><tr><td>3 利率</td><td>年1.40%</td></tr><tr><td>4 払込期日</td><td>平成19年12月6日</td></tr><tr><td>5 償還期限</td><td>平成24年12月6日</td></tr><tr><td>6 償還の方法</td><td>満期一括償還</td></tr><tr><td>7 資金使途</td><td>借入金返済及び運転資金</td></tr></tbody></table>	1 発行総額	40,000百万円以内		ただし、発行総額の範囲内で複数回に分割して発行することができる。	2 発行価額	額面100円につき金100円	3 利率	発行する社債と同年限のスワップレート+0.5%以下	4 年限	7年以内	5 償還の方法	満期一括償還	6 発行予定期間	平成19年10月18日から平成20年9月末日まで		ただし、本期間中に募集がなされた場合は、発行期日が期間後であっても含まれるものとする。	7 資金使途	借入金返済及び運転資金等	1 発行総額	20,000百万円	2 発行価額	額面100円につき金100円	3 利率	年1.40%	4 払込期日	平成19年12月6日	5 償還期限	平成24年12月6日	6 償還の方法	満期一括償還	7 資金使途	借入金返済及び運転資金	
1 発行総額	40,000百万円以内																																	
	ただし、発行総額の範囲内で複数回に分割して発行することができる。																																	
2 発行価額	額面100円につき金100円																																	
3 利率	発行する社債と同年限のスワップレート+0.5%以下																																	
4 年限	7年以内																																	
5 償還の方法	満期一括償還																																	
6 発行予定期間	平成19年10月18日から平成20年9月末日まで																																	
	ただし、本期間中に募集がなされた場合は、発行期日が期間後であっても含まれるものとする。																																	
7 資金使途	借入金返済及び運転資金等																																	
1 発行総額	20,000百万円																																	
2 発行価額	額面100円につき金100円																																	
3 利率	年1.40%																																	
4 払込期日	平成19年12月6日																																	
5 償還期限	平成24年12月6日																																	
6 償還の方法	満期一括償還																																	
7 資金使途	借入金返済及び運転資金																																	

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月15日開催の取締役会において、第130期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の中間配当に關し、次のとおり決議いたしました。

1株当たりの中間配当金	4円00銭
中間配当金の総額	1,314百万円

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

(事業年度（第129期）　自平成18年4月1日　至平成19年3月31日)

平成19年6月28日

関東財務局長に提出。

(2)有価証券報告書の訂正報告書

(事業年度（第129期）　自平成18年4月1日　至平成19年3月31日)

の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成19年10月9日

関東財務局長に提出。

(3)発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成19年10月10日

関東財務局長に提出。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月7日

明治乳業株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 利根川 宣保 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川本 弘文 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治乳業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。

中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治乳業株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

明治乳業株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 西川 忠弘 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川本 弘文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治乳業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。

中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治乳業株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

（重要な後発事象）に記載のとおり、会社は、平成19年10月16日開催の取締役会決議に基づき、第5回無担保社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月7日

明治乳業株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 利根川 宣保 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川本 弘文 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治乳業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第129期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治乳業株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

明治乳業株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 西川 忠弘 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川本 弘文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治乳業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第130期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治乳業株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

（重要な後発事象）に記載のとおり、会社は、平成19年10月16日開催の取締役会決議に基づき、第5回無担保社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。